

平成28年第2回四万十町議会(5月)臨時会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程、提出者の説明、質疑、討論、採決	
報告第2号	
中尾町長	4
岩井議員(質疑)、植村町民環境課長、森副町長、西原議員(質疑)	
承認第2号、承認第3号、承認第4号	
中尾町長	6
西原議員(質疑)、中尾町長、西原議員(質疑)、樋口総務課長兼選挙管理委員会事務局長、中尾町長	
採決	9
承認第5号	
中尾町長	10
西原議員(質疑)、敷地企画課長、西原議員(質疑)、下元昇議員(質疑)、敷地企画課長	
採決	13
同意第1号	
中尾町長	13
西原議員(質疑)、中尾町長、西原議員(質疑)、中尾町長、堀本議員(質疑)	
採決	16
議案第71号	
中尾町長	16
西原議員(質疑)、堀本議員(質疑)、中尾町長、堀本議員(質疑)	
採決	19
発議第1号	
酒井議員	19
採決	22
閉会中の継続調査申し出について	23

平成28年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 5 月 9 日（月曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）
- 第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号））
- 第8 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第71号 四万十町地域審議会条例を廃止する条例について
- 第10 発議第1号 四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置について
- 第11 閉会中の継続調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第11まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（18名）

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優之介 君	8 番	水 間 淳 一 君

9番 吉村アツ子君
11番 下元昇君
13番 榎野章君
15番 中屋康君
17番 酒井祥成君

10番 味元和義君
12番 堀本伸一君
14番 武田秀義君
16番 西原眞衣君
18番 橋本保君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	杉野雅彦君
生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会事務局長	西谷久美君
代表監査委員	中岡全君	総務課財政班長	大元学君
政策監	田辺卓君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山脇一生君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	林久志君
-----------	-------	--------	------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 酒井弘恵君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第 2 回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4 番緒方正綱君及び14番武田秀義君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の 4 月28日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。

会期日程につきましては、第 2 回臨時議会の会期日程を本日一日としたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日 1 日間であります。

お諮りします。

平成28年第 2 回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年第 2 回臨時会の会期は本日 1 日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 3、報告第 2 号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成27年度旧環境美化センター解体撤去工事に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、共通仮設費で解体後の埋め戻し用の搬入土について、締固め試験の費用を計上しておりましたが、土の提供者が同試験を実施していたため、7万3,440円の減額となりました。

次に、土工事でございますが、搬入土の運搬費につきまして、運搬を提供者に行っていたので、70万5,813円の減額、建築物の解体後、周囲をアスファルト舗装することとしておりましたが、跡地の利用・活用を考慮し、碎石舗装に変更したことにより、228万256円の減額、基礎地盤からの湧水があり、盛土法面の洗掘防止のため、躯体地下部分の埋戻土を栗石・改良土に変更したことなどにより、133万6,420円の増額、進入道路のアスファルト舗装補修をオーバーレイするとともに数量を変更することにより、132万4,569円の増額となりまして、合計で39万8,520円の減額となっております。

本契約の一部を変更する契約を締結するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

（7番岩井優之介君「議長、質問があるんですが。」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ちょっと待ってください。

これで提出者の報告を終わります。

ちょっと待ってください。議席番号を言ってください。

（7番岩井優之介君「7番です」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 業界用語についての説明を求めたいと思います。一般の方も聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

共通仮設費というのは事前の準備のための諸費用だと思っておりますけれども、もう少し具体的に説明をお願いしたいということと、この締固め試験の土の費用のうんぬんとありますけれども、これは土木事業では一般的に土の性質をこういう形で性質を調べるということだと思いますけれども、もう少し目的その他について説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

まず共通仮設費ということでお尋ねいただきましたが、通常こういう建設工事等につきまして、いろいろな形の形式でありますので、それらにそれぞれ諸経費でありますとかいろいろな形が入ってくるようになりますので、そういう形の共通的な経費というような形になってくると思います。

二点目の締固め試験の費用ということでございましたが、一応、埋戻しの残土につきましても一定の強度でありますとか、そういう形のものが必要になってくると思いますので、その試験を行う。今回の土につきましては、その締固めの試験を事前にしておったので、この分を省略させていただいたということでございます。

以上です。

（7番岩井優之介君「具体的に」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからは、先ほど植村課長がご答弁申し上げました残土の関係なんですけど、普通こうした残土、課長がご答弁申し上げましたように、しっかりと締固めの試験をしなければなりません。ただ、今回、この残土につきましては、高速道路から発生をした残土を使っております。高速道路を請け負った業者が既にそういった締固め試験、そういったものをしておりましたので、その分が今回減額になっていたということでもあります。

（7番岩井優之介君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） ここに書かれています共通仮設費の中の提供者、それから土工事の中の提供者ですよね。その提供者というのが、先ほどの説明を聞いておりますと、だから高速道路の工事を請け負った方というふうな方ですよね。その残土が、どういうふうに土が、必要な資材ですよね、提供されるか。そして、この試験が必要だとおっしゃったので、その必要である試験を誰が実施するかですよね。それと運搬を誰がするかというのは事前の了承があるのが普通のことではないかと思うんですけど、それがなかったんでしょうか。それについてお伺いしたいんですが。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

まずこの残土の関係につきまして、経費をなるべく削減するという形のものでありまし

て、この旧美化センターの工場付近で高速道路の建設工事がされておりますので、その土を持ってくるという形で調整をさせていただいたところです。事前の業者選定でありますとか、そういう部分につきましては工場の中で対応してきましたので、当初の計画ではまだ選定されていなかったというような状況でございます。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）、日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）、以上、承認第2号から承認第4号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第2号及び承認第3号、第4号について、ご説明を申し上げたいと思います。

四万十町税条例等の一部を改正する条例と四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する四万十町税条例等の一部を改正する条例及び国民健康保険税条例の改正の必要が生じたものでございます。

公布日から施行日までの期間が極めて短期間であったことから、議会を開催する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

四万十町税条例等の一部を改正する条例の主な内容につきましては、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に変更となったことに伴う改正と、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に必要な書類に国または地方公共団体からの補助金等を証明する書類が追加されたことに

よる改正となっております。

次に、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましては、地方税法施行令の改正に基づきまして、国民健康保険税課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を17万円から19万円に引き上げました。5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得の減額基準額につきましても引上げを行いました。このことによりまして、国保税の増収と景気動向等を踏まえ、低所得者への負担軽減につながるものと考えております。

続いて、承認第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、3月議会で議決を経て、平成28年3月18日に公布をいたしました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の中の四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の適用について、公示または納税通知書交付等の処分を行った時期により区分する必要があるため、施行日前に附則に適用区分を追加する改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） お聞きしたいことが二点あります。

まず、これは地方税法の一部の改正に基づくものであるということ、それに伴って条例を改正しなくてはならないと。国保税が結局これは、読んでおりますと、全体として増額になるということでありますよね。賦課限度額の引上げですよ。それに伴い低所得者向けの軽減判定所得の引上げということですよ。そういうふうに解釈されるものだと思うんですが、景気動向によりというふうなことを町長が説明の中でおっしゃっていたので、町長はこの町の景気動向をどのように捉えているか。この地方税の改正の背景になった景気動向、それをどういうふうに捉えているかということをお伺いしたい。

それと、行政不服審査法に絡んで、この前の議会で審査請求機関がこの町の附属機関である情報公開審査会というものに付託された、議決されました。それで、非常にこれは増税ですよ。増税は非常にこの町の人々にとって厳しいことであると思います。不服申立てをしたい方もいらっしゃるかもしれない。その審査請求を請け負う情報公開審査会の人々をどのような視点で選んでいらっしゃるのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

わが四万十町におきましても、年々人口減少に伴いまして、一定の経済成長は鈍化をしているというふうに自分自身は理解しておるところでございまして、詳細な部分については、この場で数値的なものを持っておりませんのでお答えしかねますけども、やはり全体的な国の動向、さらには個人所得の推計をした後に本来は決定するというのが通常のやり方だと思います。そういったところを国、県の動向をにらみながら、国の法律改正に基づいて、わが四万十町においてのそういった仮定をしたときに、この今回の改正を行っても適当であるというふうに解釈したことでありますので、今回の条例改正に至ったということでございます。

とりわけ本当に低所得者とか、そういったことが増えておるとするのは町内でも一定起こっておるとは思いますけども、やはりその景気対策も含めて、町の全体的な振興方針の中で、こういった条例改正に伴っての施策を遂行していきたいという考え方で思っておりますので、詳細な数値的なところについてはこの場でお答え申し上げることができませんが、そういった認識での条例改正に至っておるということでご理解いただければというように思います。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 二つ目の質問にお答えいただいております。

○議長（橋本保君） 総務課長兼選挙管理委員会事務局長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 行政不服審査会のメンバーについてのご質問でございますけれども、本町では行政不服審査会につきましては臨時設置というふうに定められておりまして、審査請求があった場合に設置するというところでございまして、メンバーについては弁護士でありますとか行政書士、そういった方々の中から設置をしていくというふうな方向で考えております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 情報公開審査会は臨時設置であって、不服審査会のための審査会は弁護士とか行政書士ということで了解いたしました。

それで、中尾町長の答弁の中に、本来は個人所得の推計という言葉が聞かれましたので、現在は資料をお持ちでないと。ただ、中尾町長がご自身でこの町の町民の個人所得の推計というものに当たろうと考えられる場合にどのようなデータを探されますか。それについてまずお伺いしたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 基本的には、私どもが所管しております税務課の住民税を算出する基礎事業、そういったものをもとに団体等の販売額とか、様々な部分で属人でどれくらいの所得があるかということは判断していきたいと思っておりますが、喫緊にそれはやるということではなくて、やはり今後、振興策を図っていく上の中で、数値目標を捉える、目標数値を設定する中でやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第7、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付けで専決処分に付しました。平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）につきまして、同法同条第3項

の定めるところによりご報告するとともに、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回、専決処分に付しました平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）でございますが、先の議会3月定例会でご審議いただきました平成27年度一般会計補正予算（第5号）の決定後におきまして、ふるさと支援寄附金、いわゆるふるさと納税が増収見込みとなったため、歳入のふるさと支援寄附金で4,500万円を追加計上するとともに、歳出のふるさと支援基金積立金で寄附金と同額の4,500万円を追加計上いたしております。また、併せまして今回が最終の補正予算となることから、特産品代や特産品発行管理業務委託料等の事務経費につきまして、実績見合いにより精査を行っております。

なお、これにより、ふるさと支援寄附金に係る最終的な予算総額は、歳入の寄附金で7億8,780万円を見込む一方、歳出では寄附金と同額の7億8,780万円を基金に積み立てるとともに、特産品代で3億7,690万円、そのほか取扱手数料や発送管理業務委託料、取扱手数料等の事務経費として7,503万7,000円を計上するなど、累計で12億3,900万円余りの歳出予算となっております。

また、寄附金を原資といたしますふるさと支援基金につきましては、平成27年度に1億1,600万円余りを取り崩す予定としておりましたが、平成26年度以前の積立分も含めると、平成27年度末における基金残高は7億800万円余りを見込んでおるところでございます。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4,500万円の追加計上となり、これによる累計予算額は、歳入歳出それぞれ164億5,200万円となっております。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） このふるさと納税のことなんですけど、私、先日、たまたまなんですが、この町の起業家でいらして、大口の出店者でいらっしゃる社長の方からじかにお聞きしたことなんです。まずは事実確認をさせていただきたいんですが、納税額が7億円を超えると手数料が逆に上がってしまうと。今は四万十ドラマと四万十ノ株式会社と観光

協会でしたか、この方々が中間で管理業務を行っていらっしゃるので、その方々に支払う手数料が逆に上がってしまうと。企業であれば、結局、売上げが増えたら、その分は結局仕入れ業者に対して還元する意味で、手数料を減額するのが普通のことであるというような意見をお伺いしました。たまたまなんですけど。それで、そういうような仕組みになっているかどうかのまず事実確認と、もしそれが事実であるならば、どういう意図、どういう考えに基づいて寄附額が上がるとさらに手数料が上がるというふうなこと、7億円を境にしてとお聞きしたんですけど、その説明を聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この平成27年度の仕組みにおいてはそういう事実はありません。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 事実がないということは分かりました。そしたら、現時点において制度設計上、今後のことも含めてですけど、寄附額が上がると手数料が上がるというふうなことの考えはないということなんでございましょうか。

○議長（橋本保君） 16番議員に申し上げます。

平成27年度の補正予算ですので、28年度の予算についての考え方等はこの場では必要ないかというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけ。平成27年度のふるさと納税が3月31日付けの専決処分書ですので、もう分かると思いますけども、最終的な個人納税された数、アバウトじゃなくて、最終の、3月31日までに全国から納税された方の数を確認いたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） すいません、はっきり確定ではありませんが、4万2,259件という数字を今のところ押さえているところです。4万2,259件、ただ、これ、確定の数字ではありませんので、最終決算のところで多少変わる可能性はあるということを、すいませんがよろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月11日に任期満了となる谷脇健司氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

谷脇健司氏は、昭和52年、高知県立窪川高等学校を卒業後、窪川町農業協同組合に勤務し、約17年間勤められた後、平成5年12月に退職をされております。退職後におきましては、就農され、ニラ栽培を中心に農業を営む傍ら、四万十農業協同組合理事として活躍さ

れてまいりました。

平成24年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映するための保護者枠として、教育委員に任命いたしまして、この4年間、教育に対する熱い情熱を持って、教育委員の職務を遂行していただきました。

また、平成26年からは、本町の教育委員会を代表する教育委員長も務められておりまして、人柄、識見、指導力等で多くの方々の信頼も得ているところでございます。

教育行政の推進につきましては、これからの本町にとって大変重要であると認識しておりまして、豊富な経験を持つ谷脇健司氏に引き続き教育委員を務めていただくことは、本町のさらなる発展につながるものと確信をしているところでございます。

なお、今回の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い、教育委員の任期がそれぞれ異なるようにする必要があること、また、調整期間をできるだけ短期間とするため、平成28年5月12日から平成29年5月11日までの1年間としております。

最適任者である谷脇健司氏の任命につきまして、同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議案説明資料の中に根拠法令があります。それで赤で書かれているんですが、特筆されているんですが、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」。

それで、先ほどの町長の推薦理由の中に最適であるというお言葉がありましたので、あえて教えていただきたいんですが、人格が高潔、人格は非常に難しいと思います。特に「教育、学術及び文化に関し識見を有する」と書いていますので、谷脇さんの中にどのような見識を見られているのかということについて、具体的にできれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 属人的な話でございますので、私が今提案理由をご説明したとおりでございますので、その条文等についても当然的確に判断できるという思いで提案をさせていただきましたので、その辺のご了解をいただければというふうに考えます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 適切にというお言葉は非常に説得力のない説明の仕方であると思います。条文は条文であります。それで一人の方を推薦している、引き続きですよ。そしたらその一人の方、もちろん属人です。けれども、この方を推薦するためには、この方の中における内なる「教育、学術及び文化に関する識見」を見られているに違いない、また見なければいけないと私は思います。それでそれについて具体的にお伺いすることには何ら問題はないと思うんですが、また別のお考えを町長はお持ちですか。属人とおっしゃったので、何かちょっと私は違和感を覚えました。

ちょっと待ってください。ごめんなさい。まだ終わっていません。ですから、その方の属性はその方自身に属するものですね。その方自身の教育、学術、文化に関する識見であります。人にしか属し得ません。ですから、その方の教育、学術、文化に対する識見をどのように見られているかは避けて通れない、当然のことであると思います。それで町長はその方にどういうものを見られて推薦されたかをお伺いしているわけであります。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

私が彼と2年間いろいろな様々な会議で、またいろんなところで交流をさせていただきました。確かに人間的、人格的には本当に素晴らしい方でございます、地域の方々にもしっかり信頼されておる。文化面についてのご指摘でございますが、その辺の部分については私自身も詳細なところはございませんけども、やはりさまざまな活動を通して、さらに町の審議会といいますか、総合振興計画の委員会のほうにも属しておりまして、そこでの様々な課題、方策についての素晴らしい識見を有した適正な進行、そういったところでも本当に彼の素晴らしいところを感じたところでございまして、私のほうは、先ほど申し上げたとおり、彼の人格的な部分、提案理由にあったように、本当に今後の四万十町の教育委員会にはなくてはならないという考え方のもとでご提案をさせていただいておりますので、その辺のご理解のもとでご同意を願えればというふうに思います。

○議長（橋本保君） この件につきましては、16番議員、相対的に見て、町長が人格、識見共に優秀であるというふうな認められ方をしておりますので、これ以上議論が深まって

いくことはないというふうに思いますので、質疑のほうはこれで終わりたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 同意第1号教育委員会委員の任命についてにつきましては、私は適任であるというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大向218番地、谷脇健司君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原真衣君。したがって、谷脇健司君の任命について同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9、議案第71号四万十町地域審議会条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第71号四万十町地域審議会条例を廃止する条例につしまし

て、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併前の高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村のそれぞれの区域に設置しておりました四万十町地域審議会に関する事項を規定した条例でございますが、本年3月末日をもって、四万十町地域審議会の設置期間が終了いたしましたので、本条例を廃止するものでございます。

また、本条例の廃止によりまして、四万十町地域審議会が存在しなくなることから、地域審議会の委員を構成員としておりました四万十町学校適正配置審議会及び地域審議会の拠点となることを担任しておりました支所の事務につきまして、地域審議会に係る規定を削除する改正の必要が生じたため、四万十町学校適正配置審議会条例及び四万十町支所及び出張所設置条例の改正を併せて行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これは条例の廃止の議案なんですけれども、この条例の議案を読んでおりますと、第5条ありますよね。三番目に学識経験者とあります。私は、この学識経験者という言葉が随分審議会条例の中で見てきました。それで、この際ちょっとお伺いしたいのは、学識経験者というのをどのように捉えていらっしゃるのかということですね。分かりやすく言いますと、学識経験とは何かについての見解ですね。それをちょっとこの際お聞かせいただけたらと思います。

○議長（橋本保君） 西原議員、16番議員に申し上げます。

これは廃止条例で、時限条例であります。既にもうこの時点をもって廃止になろうとしている条例でありますので、その見識については次の機会にさせていただきたいというふうに思います。

よろしいですか。（16番西原眞衣介君「見識ではないです。見解です。見解と申し上げました。」と呼ぶ）見解。よろしいですか、そういうことで。

ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 一点だけお伺いしたいというふうに思うわけですが、これ

が合併特例法に基づいて設置をしておいたものが任期が来て廃止をするということですが、その内容を踏まえて、例えば地域審議会がこれまで果たしてきた役割等々を考えますと、特に大正や窪川については、今後においてもこれに類したような組織そのものは地域の意見を吸い上げるという形で私は必要であろうというふうに認識をするわけですが、この条例廃止ということの今後の取組について、町はその点についてどのような考えをお持ちなのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

さきの3月定例会でも行政報告だったと思いますが、ちょっとご説明させていただきました。3月の各地域3か所の審議会の中で、そういった新たに変わる地域の意見集約とか町に対する意見具申、そういったものを求める声もありました。とりわけ十和の審議会においては、私がお答えした範囲内で、定例会に同じようなことを言ったんですけども、私が2年間担当させていただきましたが、今後様々な部分で意見をいただきたい部分がこれからもあります。ですから、今後、5月の中旬から始まります区長会の意見もしっかり答申をしながら、また本当に住民の皆さん方、地域の声が反映できる、集約できるような環境の中での、これにかわる意見を申し出ていただける、また町から答申できるような環境はつくっていききたいという考え方を持っておりますので、この5月の区長会の意見をしっかり聞きながらやっていききたいというふうには考えておるところです。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） ただいま町長の説明で、内容等については町の考えといいますか、十分よくわかりましたが、今後の町のあり方を捉えたときに、例えば議員の定数も削減をしていかなければなりません。そういったことも踏まえて、これまで地域審議会が果たしてきた役割というような重要な内容があるというふうに解釈をするところでありますので、是非とも今、町のお考えのような形の中で設置をして、町政の中に生かしていくというような取組をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号四万十町地域審議会条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10、発議第1号四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

〔16番西原眞衣君 退場〕

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 発議第1号。四万十町議会議長橋本保様。平成28年5月9日。

提出者、四万十町議会議員酒井祥成。賛成者、四万十町議会議員中屋康、同じく堀本伸一、同じく槇野章、同じく吉村アツ子、同じく岩井優之介、同じく下元真之、同じく武田秀義、同じく岡峯久雄、同じく橋本章央、同じく緒方正綱、同じく味元和義、同じく林健三、同じく古谷幹夫、同じく水間淳一。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置について。

上記の議案を、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出をいたします。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置について。

四万十町議会議長橋本保様。平成28年5月9日。

審査請求者、四万十町議会議員酒井祥成、同じく中屋康、同じく堀本伸一、同じく槇野章、同じく吉村アツ子、同じく岩井優之介、同じく下元真之、同じく武田秀義、同じく岡峯久雄、同じく橋本章央、同じく緒方正綱、同じく味元和義、同じく林健三、同じく古谷幹夫、同じく水間淳一。

次のとおり審査請求書を提出し、四万十町議会議員政治倫理条例第5条第1項に基づく

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置を求めます。

審査請求書。

四万十町議会議員政治倫理条例第4条2項の規定により、次のとおり審査を請求します。

疑義が認められる者の氏名は、16番西原眞衣議員でございます。

2、疑義の内容。

一、町職員の採用、異動等人事に関し、介入や働きかけをした疑いがあり、これは四万十町議会議員政治倫理条例第3条第4項に違反するものであります。

一、その地位を利用し町職員への圧力をかける行為や町民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑いがあり、これは四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項に違反するものであります。

添付資料は、疑義を証する資料として別紙のとおりお配りしておりますけれども、読ませていただきます。

疑義を証する資料。別紙。

1、16番西原眞衣議員（以下「西原議員」という。）は、平成28年1月13日に中尾町長、森副町長と面談した際に次のような発言をしている。

「教育研究所の現所長」、これは〇〇でやっております。名前は控えさせていただきます。「〇〇氏を3月末に解任し、代わりに私の推薦する、千葉の〇〇〇工業高等専門学校出身の、子育て中の50歳前の優秀な、教育に対する関心、見識のある男性を雇用する。」とあります。

また、平成28年1月28日には、森副町長宛てに、西原議員より同じ内容を記載したメールが届いております。

また、平成28年2月17日付で、教育委員会・教育委員へ西原議員より郵送された文書の中にも、「私の知る、移住者である50歳前の、子育て中の、見聞が広く、教養があり教職員歴はありませんが、教育に本物の関心がある方を推薦しました。」と記載された内容の文書が提出されております。

さらに、平成28年3月17日の一般質問でも、西原議員は「私は、その方を確かに副町長室で推薦しました。名前、出しませんでした。」と発言しております。

これらの行為については、明らかに西原議員が、町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介をしていることから、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第4項に違反をした疑いが

あると認められるものでございます。

二番目として、西原議員は、町職員の職務執行に際し再三にわたり、その地位を利用し圧力をかける行為を行なうなど、業務に支障をきたしている疑いがあります。

このことにより、平成28年3月7日には、町長・教育委員長より議員としての調査権を逸脱した事例が頻繁に見受けられる疑いがあることから議長に対し「四万十町議会議員への対応について」の要請がございました。

また、四万十町議会議員政治倫理条例は、四万十町議会を構成する四万十町議会議員が、町民全体の代表者であり、奉仕者として、遵守すべき政治倫理基準を定めているにもかかわらず、平成28年3月17日の一般質問で、西原議員は、町職員に対する不穏当発言や自ら「私は、これに関して政治倫理条例に抵触することも視野に入れて発言します。」と何度も発言するなど、議員としての立場としては極めて不自然な行為と見られます。

これらの行為は、西原議員が、議員として町民全体の代表者であることの自覚と認識を著しく欠くものであり、議会の品位と名誉を損なうものでございます。

したがって、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項に違反をした疑いがあるものと認められるものでございます。

その中で、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置について、これは（案）になりますけれども、次のとおり四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を設置するものとする。

設置を認めていただければ、以下の案にさせていただきたいというふうに思いますが、名称といたしましては、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）。

設置根拠、四万十町議会議員政治倫理条例第5条第1項。

目的、16番西原眞衣議員の行為について審査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否を審査する。

委員定数は6名。

会長及び副会長。

審査会に会長1名、副会長1名を置く。会長及び副会長は審査会において互選する。会長は会務を総理し審査会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

任期としては、審査を付託された平成28年、本日5月9日から60日以内ということになっておりますので、報告書提出までは60日以内の間でございます。

審査会の会議。

会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。審査会の議事は、出席委員の4分の3以上で決する。

平成28年5月9日。四万十町議会。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の設置についてを採決します。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、6人の委員で構成する四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を設置し、これに付託して審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の経費につきまして、当分の間は平成28年度予算から支出するものといたします。

ただいま設置されました四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の委員は、四万十町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定により、議長が指名します。

17番酒井祥成君、15番中屋康君、12番堀本伸一君、8番水間淳一君、13番槇野章君、6番下元真之君を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の委員に選任することに決定いたしました。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の委員が決定しました。審査会を招集しますので、会長、副会長の互選をお願いします。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定に準じ、ただいまから四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を議長より招集します。

平成28年5月9日。四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）招集通知。

会長及び副会長互選のため、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を招集するから出席願います。

日時、平成28年5月9日、午前10時34分。場所、東庁舎3階委員会室。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）開会のため、ただいまより休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）から、会長及び副会長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）会長、酒井祥成君、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）副会長、中屋康君。

以上のとおりです。

16番西原真衣君の除斥を解きます。

〔16番西原真衣君 着席〕

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査

に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成28年第2回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成     年     月     日

四万十町議会議長

平成     年     月     日

四万十町議会議員

平成     年     月     日

四万十町議会議員